

10. 評価書案対象事項に係る調査計画書の修正の経過及びその内容

10.1 修正の経過

本環境影響評価書案の作成にあたっては、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）審査意見書」（平成28年7月15日 28環総政第447号）に記載された環境局長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表10.1-1に示すとおりである。

表 10.1-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 東京 2020 大会個別計画の内容		
4.4 事業の基本計画	緑化計画	施設計画の具体化に伴い、緑化計画等を整理した。(p.21 参照)
7. 環境影響評価の項目	環境影響要因	現時点では、全工事（解体工事、東京 2020 大会前の第 1 期工事、大会後の第 2 期工事）のうち、整備する建築物の具体的な計画及び第 2 期工事の計画が未定であるため、本評価書案では解体工事、第 1 期工事の実施に伴う環境影響を対象とした。開催前の建築物の出現及び開催後における施設等の持続的稼働に係る環境影響評価や第 2 期工事に係る環境影響評価は、今後の計画の熟度に応じて検討を行い、別途実施することとした。ただし、緑化計画に係る環境影響は、本評価書案の対象とした。(p.35 参照)
	環境影響評価の項目	土地利用の履歴等調査の結果、計画地内には診療所や装蹄所があり、有害物質を取り扱った可能性が確認されたため、「土壌」を選定した。(p.38 参照)

10.2 調査計画書審査意見書に記載された環境局長の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）審査意見書」（平成28年7月15日 28環総政第447号）に記載された環境局長の意見は、表10.2-1に示すとおりである。

表 10.2-1 調査計画書に対する環境局長の意見の内容

意見
【総括意見】
<p>1 計画地は、多くの住宅、教育施設、福祉施設、医療施設等の環境上配慮すべき施設に囲まれた立地であり、本事業に対し周辺の道路幅が十分でない箇所も見受けられる。このことから、本事業の実施に当たっては、施工方法、使用する建設機械の種類及び台数、工事用車両の各走行ルートにおける台数、環境保全のための措置等について十分に検討し、周辺地域への環境負荷の低減及び安全の確保に努めること。</p> <p>2 本事業では、解体工事及び建築・土木工事が実施されることから、解体施設、保全施設及び新築施設の対象や範囲等について明らかにした上で、適切に予測・評価を行うこと。</p>
【生態系（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑）】
<p>（生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑 共通）</p> <p>緑化計画について、将来を見据えた適切な緑環境整備を行うとしていることから、現況からの変更内容を明らかにするとともに適切に予測・評価すること。</p>
【生活環境（騒音・振動）】
<p>（騒音・振動）</p> <p>計画地周辺の道路交通騒音は、現状でも環境基準を超えている地点があることから、工事用車両の走行に当たっては、計画的な運行管理、規制速度の遵守、急発進・急加速の防止等を適切に実施するなど、道路交通騒音の低減に努めること。</p>
【交通（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全）】
<p>（交通渋滞、公共交通へのアクセシビリティ、交通安全 共通）</p> <p>大会開催中における関連車両等の走行に伴い、計画地周辺を走行する路線バスの運行への影響や歩行者等の安全への影響、周辺道路の交通渋滞等が懸念されることから、予測・評価に当たっては、大会開催中の輸送計画を踏まえ、適切に行うこと。</p>
その他
<p>選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。</p>

10.3 調査計画書に対する都民等の意見

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書（馬事公苑）」は、平成28年6月16日に公表し、同年6月16日から7月5日までの20日間にわたり意見募集を行った。都民等からの意見書の提出は無かった。